

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業に係る公募説明会

◆開催日時：平成 25 年 5 月 7 日(火) 15:00～16:30

◆会 場：農林水産省食料産業局第 4 会議室

◆主な質問事項

・地域協議会は応募者の要件を満たすか？

←法人格がなくても特認団体の要件を満たしていれば本事業への応募は可能です。

・メガソーラー発電には 1.5ha 以上が必要となるが、まとまった土地を準備するのが困難なため、離れた地域で例えば 0.75ha の用地を 2ヶ所で実施することは可能か？

←特に制限を設けていないので、本事業への応募は可能です。

・農業者や土地改良区のみで取り組むのは難しいので、民間会社の協力を得たいが、農林漁業者が事業体の資本金の過半を出資している等の要件は緩和できないか？

←本事業は、農林漁業者が参画し、農林漁業者が主体となって取り組むことを趣旨としているので、この要件を満たしていることが必要です。

・設備の耐用年数は何を使えばよいか？

←設備の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによります。

・耐用年数の前に交換が必要となる部品（インバーター等）を前もって助成経費に計上してよいか？

←助成経費に計上できるのは当初に設置する設備費用のみです。なお、部品の交換等がある場合は、費用対効果分析の年間総支出にその平均費用を計上してください。

・地域の農林漁業の発展に貢献する取組のメニューを検討する際の会議費用等は助成対象になるか？

←会議費用等は助成対象外です。

・諸要件がまだ定まらないので、事業費の積算は概算でもよいか？

←審査基準の経費配分の適切性にあるとおり、（申請段階である程度要件を固めておき）事業内容に見合った経費で、精度の高い積算をすることが必要です。

・放射能の除染の費用は助成対象になるか？

←本事業では、放射能の除染の費用は対象となりません。

・平成 24 年度の調達価格で認定を受けているが、そちらで積算しても大丈夫か？

←24 年度の調達価格で認定を受けている場合は、認定通知書の写しを添付の上、24 年度の調達価格で積算してください。

・今回の助成金を経理上どのように扱えばよいのか教えてほしい。具体的には、圧縮記帳や収益納付の対応等について。

~~事業の実施に伴い支給された助成金は、会計上「益金」として算入されます（法人税法第 22 条第 2 項）。なお、国から事業実施主体に直接補助する場合は、圧縮記帳を行うことができますが、本助成金は、国から基金管理団体へ基金造成し、基金管理団体から助成を行う事業であるため、圧縮記帳を行うことができません。一方、助成事業による収益があった場合には、一部の収益を「補助金の返還」という目的で国に返還される「収益納付」を行った場合には、会計処理上は損金として算入できると聞いております。詳しくは、公認会計士や税理士等の専門家にご相談いただきますようお願いいたします。~~

←当機構が公募した「地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業」により交付される助成金については、農林水産省より、国税庁に確認した結果として法人税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するとの連絡がありました。

このため、事業実施主体は、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を受けることができます。

なお、この規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

（訂正 平成 26 年 8 月 25 日）